

## 栗東市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査（補助金交付団体監査）の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年10月15日

栗東市監査委員 大橋 慎一  
栗東市監査委員 川嶋 恵

### 財政援助団体等監査結果

1. 監査の種類 地方自治法（昭和22年法律第67条）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（補助金交付団体監査）

2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。

3. 監査の対象及び監査期日

（監査対象）一般社団法人栗東市観光協会

（監査期日）令和6年8月28日

4. 監査にあたった監査委員

大 橋 慎 一 ・ 川 嶋 恵

5. 監査の着眼点と実施内容

令和5年度における市からの補助金等にかかる出納及びその他の事務の執行が、関係法令等に基づき適正に行われているかについて、提出資料の説明を求め質疑応答により、栗東市監査基準に基づき実施した。

6. 監査の結果

監査の範囲内において、補助金等にかかる出納及びその他の事務の執行等について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

公式観光サイト、広報媒体及びソーシャルネットワーキングサービスの活用によって、情報の発信をさらに強化し、「栗東市の観光・観光資源」について周知を行い、認知度が向上するよう引き続き努めていただきたい。また、関係機関等との連携を図りながら、文化財等の活用による観光客の誘致が推進できるよう、受入体制の整備を検討されたい。

なお、主管課においては、財政援助団体として目的に沿って適正かつ効率的に運営ができるよう、一層の支援に努められたい。

以上